



NPO法人モンキーマジック(Monkey Magic) セーフガーディングポリシー(安全保護方針)

はじめに／セーフガーディングポリシーとは

世界のスポーツ現場での子ども達への性虐待などが大きな社会問題となる中、2017年に国連教育科学文化機関(ユネスコ)スポーツ・体育担当大臣等国際会議は「カザン行動計画」を発表し、2030年までに「子どもに対する虐待、搾取、人身売買及びあらゆる形態の暴力及び拷問」を廃絶するという、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」にスポーツを通してどのようにして貢献するのかがまとめられました。これらを受け、その規模の大小を問わず国家や各国スポーツ団体などで制定が急がれているのが、子どもを含む全ての人々を保護するための基準と手続きを示した指針です。そのような指針が「セーフガーディングポリシー」として広がり、各団体の趣旨に合わせて示されています。

目的と定義

当セーフガーディングポリシー(以下、当ポリシー)はNPO法人モンキーマジック(以下、当法人)に関わる全ての人々を守ることを目的とし、2021年8月10日に当法人の理事会で承認をされました。

当ポリシーは、当法人に関わることに起因するいかなる危害から、特に障害児を含む子どもたちや若者、支援を受けていたり必要としている障害者を含む成人等、危害を受ける可能性に晒されている人々を守ることを意図して方針を示しています。

当法人は、年齢、性別、障害、宗教、文化的・社会的背景などに関わらず、すべての人があらゆる形態の危害、虐待、無視、搾取から保護される権利を有すると考えています。当法人は、児童保護、障害者保護、性的搾取及び虐待からの保護といった保護分野に対して必要に応じて取り組みます。

上記の経緯・目的・信念により、当ポリシーでは、セーフガーディングの基準、起こってしまった問題の対処にとどまらず、危険を未然に防止し、問題が発生した際にも適切に対処する「a.周知」「b.予防」「c.報告」「d.対応」の4つの取り組み、及び当法人及びスタッフの責任を示します。

- * ここに含まれる「危害」とは、以下によるものです。
 - ・ 当法人のスタッフの行動によるもの。
 - ・ 当法人が企画運営する事業や業務の実施によるもの。
 - ・ 当法人が請け負った業務の実施によるもの。
- * 当ポリシーの「適用範囲」は、以下です。
 - ・ 当法人並びに当法人に携わるすべてのスタッフが当法人の事業や業務に携わっている期間
 - ・ 「スタッフ」とは、当法人の事業、業務に携わるすべての人々(社員並びにボランティア、委託先の関係者、取材などの来訪者も含む)

安全保護に対する4つの取組

a.周知	スタッフや参加者、関係者に対し、虐待や搾取等に関わる問題とリスクを知らせ、安全に関する意識を高めます。
b.予防	スタッフが模範となる行動を取ることで、リスクを減らし安全性を高めます。すべての人の権利を尊重し、安心して参加できる環境を作ります。
c.報告	問題が生じた時の手順についてあらかじめスタッフが理解し、懸念を感じた時には速やかに*担当者に報告、相談をします。
d.対応	問題行為が起きたり疑われた場合には、対象の方の安心・安全を確保した上で、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。

* 当ポリシー内【セーフガーディングのための窓口】参照。以下「担当者」についても同様。

a. 周知

(1) セーフガーディングポリシーに対する研修

当ポリシーについて社員は2年に1度以内に行われる改訂時にセーフガーディングの研修を受け、理解と順守を徹底します。

(2) 「行動規範」への署名

活動に直接関わるスタッフは、事前に当ポリシーを熟読、理解に努め、別紙「行動規範」への同意と署名を行い、行動規範に沿った行動に努めます。

(3) 当ポリシーの周知

当ポリシーについて、広くその周知に努めます。

①参加者、保護者をはじめ、世間一般に広くウェブサイトや情報資料を通じて公開し、周知します。

②活動の参加者が不安や不快を感じたときに相談できること、*セーフガーディングのための相談窓口があることを周知します。

* 当ポリシー内【セーフガーディングのための窓口】参照

b. 予防

(1) 当法人の責任

当法人は、当ポリシーの違反を防止し、当ポリシーの実施を促進する環境の構築と維持に貢献する責任を負います。具体的には以下を行います。

①すべての事業や業務は、生じる可能性があるあらゆる危害から人々を保護できるよう企画運営を行います。

②スタッフが組織における役割に見合ったレベルで、セーフガーディングに関する研修を含めた教育を受けられるようにし、別紙「行動規範」の同意と署名を求めます。

③セーフガーディングに関する懸念事項の報告を、迅速かつ適切なプロセスに従ってフォローアップします。

(2) スタッフの責任

当法人のスタッフは、当ポリシーを履行します。具体的には以下を行います。

①組織における役割に見合ったレベルで、セーフガーディングに関する教育を受けます。

②活動に関わる前に、当ポリシーを確認し別資料「行動規範」への同意と署名を行います。

③違反行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに別資料「報告の取り扱い」において示されている手続きにおいて担当者への報告を行います。

c. 報告

当ポリシーに違反する行為や疑わしき行為を認めた場合には速やかに別資料「報告の取り扱い」において示されている手続きにおいて法人内担当者への報告を行います。担当者が然るべき対応を行わない、担当者が当該事案の当事者である場合などは、以下に挙げる外部団体に報告することができます。

- ・ 各地域の福祉保健局、児童相談所、警察署 など

d. 対応

- ・ 当ポリシーを遵守せず違反したスタッフには適切な措置を行います。

- ・ 当法人はスタッフから被害を受けた人たちに対して支援を行います。

→別資料 「行動規範」「報告の取り扱い」参照

【守秘義務について】

当ポリシーの違反行為や疑わしき行為に対処する際には、その全ての過程において法令を遵守し守秘義務を履行します。

【変更について】

当ポリシーは、2年に1度以内に行われるセーフガーディングポリシーの改訂に合わせ見直され、理事会の決議により変更することができます。

【関係する指針】

- ・ セーフガーディングポリシー(安全保護方針)のための行動規範

- ・ セーフガーディングポリシー(安全保護方針)に関する報告の取り扱い

【沿革】

2021年8月10日 制定、施行
2024年6月30日 改訂
2026年6月30日 改訂

【セーフガーディングのための窓口】

＜団体内＞

内容	担当	連絡先
個々の事案等・セーフガーディング担当者への相談・ポリシー違反報告	モンキーマジック・セーフガーディング担当者 ①木本多美子 ②水谷理	①tamiko@monkeymagic.or.jp ②osamu@monkeymagic.or.jp
セーフガーディングに対する一般的な問い合わせ	モンキーマジック法人代表	info@monkeymagic.or.jp

＜団体外＞

内容	担当	連絡先
セーフガーディング相談 (子どもによる相談の場合)	法務省子どもの人権110番 ※平日8:30～17:15	電話:0120-007-110
セーフガーディング相談	居住地の市町村担当窓口	各市町村の役所の電話番号をお調べください。
セーフガーディング相談 (通告・報告等含む)	児童相談所 または警察	児童相談所:189 (イチハヤク) 警察:110

【用語の定義】

＜保護対象者について＞

子ども	18歳未満のすべての人。 ¹
若者	子ども期から自立した大人になるまでの移行期にあたり、そのため他の年齢グループより流動的に捉えられます。なお、国連が統計的に使用する際は、15歳から24歳までのすべての人。 ²
障害者	身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人。 ³
障害児	障害者のうち18歳未満のすべての人。 ⁴
成人	満18歳以上のすべての人。 ⁵

¹国連子どもの権利条約(1989)

²国連経済社会局(UNDESA)のDefinition of youth

参考ウェブサイト:<https://www.un.org/esa/socdev/documents/youth/fact-sheets/youth-definition.pdf>

³障害者基本法

⁴児童福祉法第4条第2項

⁵民法第4条(2022年4月1日から満18歳以上)

＜危害の内容について＞

危害	個人の権利に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、性的搾取、ネグレクト、商業的搾取、その他の人権侵害行為。
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を追わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなどの体罰。
性的虐待	暴力による、または不平等あるいは強制的な条件下で、性的性質の実際の身体的侵入または、身体的侵入を脅かされること
心理的虐待	言葉による脅し、無視、絶え間ない批判、軽視、恥ずかしめ、孤立 などの屈辱的で品位を傷つける

	扱いなど。また継続して心理的・精神的な危害を与えることで、精神的な健康を阻害すること。
無視	現に存在していることを承知していながら、それを存在しないかのように扱うこと。
性的搾取	性的な目的のために、地位の脆弱性、権力格差または信頼を実際に濫用することまたはその試み。
商業的性的搾取	自己の(経済的)利益のために、仕事あるいはその他の行いにおいて他人を搾取し、その者の身体的、精神的健康や教育、道徳、社会的感情等の発達を害すること。
監護放棄(ネグレクト)	子ども、および成人でも支援を受けていたり必要としている障害者等を含む成人の基本的な身体的・精神的ニーズを満たさない状況が続くこと。